

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第5、議案第72号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第72号は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に賛成いたします。

本案は、介護保険料の延滞金あるいは後期高齢者医療の関係の延滞金、そのほかの延滞金等について金利情勢等から、14.6パーセントの延滞利子を9.2付近に下げるということを内容にし

たものでありますので、話を信用して、下がるということで良からうということで、賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第72号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---